

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）		
要望項目名	鉄軌道事業者における燃料混和時の手続等の見直し		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） バイオディーゼル燃料と軽油の混和に係る手続 ・ 特例措置の内容 現在、非電化区間において、バイオディーゼル燃料を動力源とする気動車の走行試験を行っているが、来年度以降、気動車の燃料について、軽油からバイオディーゼル燃料の置き換えを本格的に進めることに伴い、鉄道事業者等における燃料混和時の手続等の見直しを要望するもの。		
関係条文	地方税法第144条の32 地方税法施行規則第8条の41、42		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されるなど、気候変動対策の推進は我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっており、鉄道部門においても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入など、電力の脱炭素化に向けた取組が進められる中で、非電化区間の脱炭素化に向け、鉄道車両におけるバイオディーゼル燃料の導入を可能とする。 （２）施策の必要性 バイオディーゼル燃料と軽油を混和する場合、地方税法上、事前申請手続が必要となる。バイオディーゼル燃料の導入過程では、車両運用上、バイオディーゼル燃料が貯蔵されている車両基地以外でも日常的に軽油を給油することがあるため、毎月相当数の申請が見込まれる。また、人身事故等の非常時においては、発生する年月日を特定できないことから、事前に製造承認を申請することが困難である。 さらに、バイオディーゼル燃料と軽油の混和物が軽油となるかの確認は、一般的には性状分析を実施することとなるところ、現行の性状分析の手法は混和物を専門の機関へ輸送して分析を行う必要があるが、混和の都度の性状分析は、鉄道事業者の日常のオペレーション上、困難である。 そのため、バイオディーゼル燃料の普及促進に当たっては、混和時における地方税法上の手続方法の見直しが必要となる。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	【令和5年3月17日閣議決定】 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（抜粋） 第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項 四 旅客輸送事業者が講ずべき措置 旅客輸送事業者は次の各項目の実施を通じ、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。 2 水素その他の非化石燃料を使用すること。 第四 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項 五 技術開発に対する支援 国は特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する技術の開発を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。 七 研究開発の推進等 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を進める上で、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に資する科学技術の振興を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、国は、研究開発の推進及びその成果の普及等に努めるものとする。	
	政策の達成目標	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針」に基づき、旅客輸送事業者に対して、バイオディーゼル燃料の導入を促進し、非化石エネルギーの割合を向上させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針」に基づき、旅客輸送事業者に対して、バイオディーゼル燃料の導入を促進し、非化石エネルギーの割合を向上させる。
	政策目標の達成状況	現在、バイオディーゼル燃料の性能を確認するための実証試験中であり、営業車両には、まだバイオディーゼル燃料が活用されていない状況である。
	要望の措置の適用見込み	令和7年度以降：1事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	バイオディーゼル燃料と軽油の混和時における地方税法上の手続方法の見直しがなされることにより、旅客輸送事業者がバイオディーゼル燃料導入時における日常的な手続方法が簡素化される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	旅客輸送事業者が上記基本方針に基づき、気動車の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に変更するに当たり、車両運用上、地方税法上の手続方法が大きな負担となる。今回要望した緩和措置により、日常的な手続方法の負担軽減が図れ、旅客輸送事業者へのバイオディーゼル燃料の普及に寄与することから、見直しを行うことが妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—